

令和2年第2回定例会議

教育委員会会議録

令和2年3月5日

羽島郡二町教育委員会

令和2年第2回羽島郡二町教育委員会定例会会議録

○日 時 令和2年3月5日（木）午後1時35分から午後2時25分まで

○場 所 岐南町役場 4階 4-1会議室

△日程第1 前回の会議録の承認について

△日程第2 教育長の報告

○議 題

△日程第3

議案第4号 令和2年度羽島郡二町教育長職務代理者の指名について

△日程第4

議案第5号 羽島郡教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則（案）について

△日程第5

議案第6号 羽島郡町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則（案）について

○協議題

- (1) 令和元年教育委員会事業報告について
- (2) 令和2年教育委員会事業計画（案）について
- (3) 令和2年度教職員の服務宣誓式（案）について
- (4) 次回（第3回）教育委員会定例会の開催について
日時：4月2日（木）10：30～
場所：岐南町中央公民館 講義室
- (5) 令和2年度年間行事計画（予定）について
- (6) 教育委員等県外視察研修の会計報告について
- (7) その他

○出席者 教育長 宮 脇 恭 顯
教育委員（教育長職務代理者） 久 納 万里子
教育委員 岩 井 弘 榮
教育委員 杉 江 正 博
教育委員 林 潤 美

○説明のために出席した者

総務課長（管理監） 井 上 哲 也
学校教育課長 青 木 孝 憲
社会教育課長 野 田 新 司

1 本日の書記

総務課長（管理監）

井上哲也

【午後1時35分 開会】

△会期の決定について

◎教育長 3月5日（木）午後1時35分岐南町役場 4階 4-1会議室で令和2年第2回羽島郡二町教育委員会定例会の開会を宣言した。

議事日程により会期は本日1日とする旨を諮ったところ、異議なしと認め、会期は1日限りに決定した。

△日程第1 前回の会議録の承認について

◎総務課長 前回の会議録を説明報告する。

議 題

議案第1号 令和2年度羽島郡二町教育委員会特別会計予算（案）について

議案第2号 令和元年度羽島郡二町教育委員会教育指針「方針と重点」（後期中間評価）について

議案第3号 令和元年度羽島郡二町教育委員会点検評価の報告について

議案書に基づき、以上3議案が承認された。

協 議 題

（1）笠松町文化財指定について（円空作・護法神像）

社会教育課長が指定の経緯について説明した。

（2）次回（令和2年第2回）教育委員会定例会の開催について

総務課長が3月5日（木）13時30分から岐南町役場で開催することを確認した。

以上が、令和2年第1回教育委員会定例会議の報告である。

◎教育長 何かご意見等ありますか。

◎各委員 【意見なし】

◎教育長 それでは、前回の会議録の承認は、原案のとおり承認することといたします。

△日程第2
◎教育長

教育長の報告

1 年度の終わりに

平成18年度に改正された教育基本法第17条に基づいて、平成23年に国の教育振興基本計画が策定され公表された。

基本的方向2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる。

特別活動における「人間関係形成」「社会参加」「自己実現」の視点を明確にし、育てたい三つの資質能力の形成を「人としての在り方」に基盤をおいて求めている。

1 知識技能（何をしっているか、何ができるか）

多様な他者と協働する様々な集団活動の意識や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身につけようとする。

2 「思考力、判断力、表現力」（知っていることをどう使うか）

集団や自己の生活、人間関係の課題を見出し、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。

3 「学びに向かう力、人間性」（どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか）

自主的・実践的な集団活動を通して身につけたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

※ 新しい学習指導要領のもとでの教育課程の実施となるが、もう一度特別活動の原点に戻って欲しいと校長に依頼した。

「自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力」の形成を図ることが大切だ。二町教育委員会では、このために2学期制を6年間継続してきた。

※ 教職員が児童生徒につき、目標をもって取り組んでいる一人一人にそのよさを見つけ、認めることを続け個性としてやる取り組み。「目標をもって取り組める。」「仲間と切磋琢磨、協働する。」「絶えず自分の在り方を振り返り修正する。」「客観的な資料をもとに自分を語る。」三者懇談を実施。

これを柱に羽島郡を担う児童生徒づくりに挑戦してきた。

2 教育委員等県外視察研修について

【実施日】 令和2年2月7日（金）～2月8日（土）

【参加者】 7名 教育委員（久納委員、岩井委員、杉江委員）
教育長、管理監、学校教育課長、社会教育課長

【研修先】 福岡市教育委員会
福岡市立那珂小学校（英語活動）

・令和元年度から学習指導要領に示す通り小学校3・4年生では年間35時間、5・6年生にあつては70時間の英語教育を先行実施し

ている。

- ・小学校外国語科、外国語活動支援事業を展開しており、各学校が地域人材として活用している英語活動だけに携わるGT (Guest Teacher) と、朝夕の校内活動など学校の教育活動にもかかわるNS (Native Speaker) を採用している。NSは1・2年生での外国語活動や昼休みの英語タイムにも関わっている。GTは長年それぞれの学校の英語活動に関わっており、重宝している。

3 新型コロナウイルス対策について

令和2年3月2日に急なことで指導員が確保できないことと、少人数での保育が求められており、会場が不足し、学校の教室で委託保育している。笠松町は町営で各学校に隣接しているが、岐南町は外部委託である。国の通知が届いていたかどうか確認できていないが、民営になっていて対応できないということで学校でお願いすることになった。幸い学習支援員さんで関わっていただけの方が何人かあって助かっている。

4 令和2年度の児童生徒数(3月1日)

- (1) 平成29年度から羽島郡外の小中学校で学ぶ児童生徒数が急激に増えてきたが、令和2年度は岐南中学校に進学しない生徒がかなり増える。岐大附属中学校は、義務教育学校にして新たに中学校1年生の1クラス分募集しない。この状況を保護者が知っているのか分からない、中学校進学時に附属中学校に進学せずに私学に進学する児童が多いのか、5人が編入することになる。しかし、小学校から連絡入学の生徒が大半の中に岐南中に通う予定の生徒2~3人が新たに加わることになり、苦勞すると思っている。
- (2) 令和2年度の児童生徒数は二町全体で36名の減少である。小学校では笠松小学校のみが増加し、岐南町の小学校は総て微減である。特別支援学級は合計92名、通級指導にかかる児童生徒は、172人にもなる。2年度から松枝小学校、西小学校にまなび教室が新設される。

5 令和2年度第1回議会

笠松町の議会議員選挙の投票日が月末3月22日に行われる都合で、一般質問が3月2日、3日になった。岐南町は18日、19日で2週間以上空いた。質問は以下のようなものである。

笠松町 川島議員 (1) 学習支援について

笠松町 尾関議員 (2) 小学校プログラミング教育について

笠松町 安田議員 (3) 中学校における運動系の部員数及び部活動の減少について

岐南町 木下議員 (4) ネットトラブルから子どもを守る

岐南町 黒瀬議員 (5) いじめ問題について

◎教育長 何かご意見等ありますか。

◎各委員 【意見なし】

△日程第3 議案第4号 令和2年度羽島郡二町教育長職務代理者の指名について
◎教育長 議案第4号 令和2年度羽島郡二町教育長職務代理者の指名についてを議題といたします。

◎教育長 令和元年度は、笠松町の久納委員さんにお世話になりました。任期は、1年間となっております。令和2年度は何方にお願いいたしますか。

◎岩井委員 林委員さんをお願いいたします。

◎教育長 令和2年度は、岐南町の林委員さんにお世話になることとしてよろしいか。

◎各委員 【意見なし】

◎教育長 令和2年度は、林 潤美 委員さんに教育長職務代理者をお世話になります。

△日程第4 議案第5号 羽島郡教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則(案)について

◎教育長 議案第5号 羽島郡教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則(案)についてを議題といたします。事務局より説明願います。

◎学校教育課長 15ページをご覧ください。ご説明申し上げます。根拠法令は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律令和元年法律第72号に基づきます。根拠法第7条により、学校における働き方改革を進めるための総合的な取組の一環として、文部科学省が昨年1月に策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が法的根拠のある「指針」に格上げされました。法7条及び文科省指針に基づき、教師の業務量の適切な管理その他教師の服務を監督する教育委員会が、教師の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定める必要が生じたので、上程いたしました。

改正の概要は、勤務時間管理の対象は、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間(在校等時間)であります。

◎教育長 法的根拠に従い規則を策定しなければならない。改正されていない場合は、教育職員が、学校の業務や環境整備等の状況について検証を行なわな

ければならないこととなります。規則として定めてよろしいですか。

◎杉江委員 職員の出勤簿はどのように把握されていますか。

◎学校教育課長 タイムカード若しくはパソコンで管理しております。

◎教育長 何かご意見等ありますか。

◎各委員 【意見なし】

△日程第5 議案第6号 羽島郡町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則（案）
について

◎教育長 議案第6号 羽島郡町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則（案）
についてを議題といたします。事務局より説明願います。

◎総務課長 資料17ページをご覧ください。ご説明申し上げます。規則改正につきましては、昨年の12月第10回教育委員会定例会において協議題に諮り、承認をいただいたものであります。また、岐南町の法令審査会においても審議していただき、決裁をいただきましたので、改めて議案第6号に上程させていただきます。

◎教育長 第4条に学期及び休業日については、
現行では、前期 4月1日から10月の第2月曜日まで
後期 10月の第2月曜日の翌日から翌年3月31日まで
改正（案）は、前期 4月1日から10月の第2日曜日まで
後期 10月の第2日曜日の翌日から翌年3月31日まで
今年は、オリンピックイヤーとうことで休みが前の日の7月に持って行って、暫定的になりますがこの変更をお願いします。

◎教育長 何かご意見等ありますか。

◎久納委員 保護者の方から、この3月に休校だった分の指導内容は、4月に入ってから指導しますと先生から話があったそうですが。

◎教育長 いつ、どのように指導するかは、国の様子を見ながら検討いたします。
一軒一軒家庭訪問を行うことはなかなか難しいことですので、学校に少人数で集まっただき、学習状況の確認や小6児童には中学校への心構えの指導などをしたいと考えております。

◎教育長 何かご意見等ありますか。

◎各委員 【意見なし】

協議題

△日程第6

(1) 令和元年教育委員会事業報告について

◎教育長

令和元年教育委員会事業報告について事務局より説明願います。

◎総務課長

資料23ページをご覧ください。2月15日の第1回定例会から8月と1月を除く、毎月開催の年間10回開催いたしました。

4月開催の「教職員の服務宣誓式」

5月開催の「岐南町・笠松町総合教育会議」

10月開催の二町「立志塾」及び「教育委員会運営協議会」

11月開催の「教育委員会連合会研究総会」及び「教育功労者表彰」

2月開催の「教育委員等県外視察」

3月開催の「小・中学校卒業式」等に参加いたしました。

◎教育長

令和2年教育委員会事業計画（案）について事務局より説明願います。

◎総務課長

資料24ページをご覧ください。毎年の教育委員定例会及び二町「立志塾」の開催については、変更はありませんが、教育委員会連合会研究総会が山県市花吹ホールで開催されることを伝えた。

◎教育長

令和2年度教職員の服務宣誓式（案）について事務局より説明願います。

◎学校教育課長

資料25ページをご覧ください。4月2日（木）午前9時30分から午前10時30分まで岐南町中央公民館講堂で開催することを伝えた。

◎教育長

次回（第3回）教育委員会定例会の開催について事務局より説明願います。

◎総務課長

4月2日（木）午前10時30分から岐南町中央公民館講義室で開催することを伝えた。

◎教育長

令和2年度年間行事計画（予定）について事務局より説明願います。

◎学校教育課長

資料26・27ページをご覧ください。2月28日現在（案）の行事を提出し承認をしていただきましたが、後日はっきりとした印刷したものをお渡しします。

◎教育長

教育委員等県外視察研修の会計報告について事務局より説明願います。

◎総務課長

資料28ページをご覧ください。収入の部と支出の部の説明し承認を得た。

◎教育長

その他としまして、社会教育関係行事、会議及びスポーツ大会並びに練習などは殆んど今のところ中止でございます。

◎教育長 その他 何かご意見等ありますか。

◎各委員 【意見なし】

◎教育長 これをもちまして、令和2年第2回羽島郡二町教育委員会定例会議を閉会
とします。

【午後2時25分 閉会】